

異業種等と連携した商品開発支援事業業務方法書

令和3年7月6日制定

令和4年7月25日制定

令和5年5月8日制定

令和6年4月24日制定

令和7年3月28日制定

第1章 総 則

(業務方法書の目的)

第1条 この業務方法書は、とくしま六次産業化推進連携協議会（以下「協議会」という。）が行う商品開発支援事業に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 協議会は、その行う業務の重要性に鑑み、補助金の交付決定にあたって徳島県、徳島市、阿波市、藍住町、板野町から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守するとともに、関係機関との緊密な連絡の下、本業務方法書に定めた手続に従って、業務並びに事業を適正かつ効率的に運営しなければならない。

第2章 事業の実施

(事業の目的)

第3条 本事業は、多様な事業者等の連携の下で、農山漁村が有する地域資源の価値を向上させ、消費者等が求める商品を提供していく6次産業化及び農工商連携の推進に資することを目的として実施する。

(事業実施主体)

第4条 事業を実施しようとする者（以下事業を実施している者を含めて「事業実施主体」という。）は、徳島県内に主たる事務所等を有する者であり、県内で生産された農林水産物を主な原材料として6次産業化又は農工商等連携に取り組み若しくは取り組もうとする者とする。ここで、主な原材料とは、本事業の実施を通じて新たな価値を付加しようとする農林水産物であって、重量その他の計量的指標による主原料ではない。

2 前項の事業実施主体が任意団体である場合は、次の各号に規定する事項の全てを満たす場合に対象とする。

(1) 主たる事務所の定めがあること。

(2) 代表者の定めがあること。

(3) 定款、組織規約、経理規程等の組織運営に関する規程があること。

(4) 本事業に取り組むことが総会等において承認されていること。

(事業の内容及び実施条件等)

第5条 本事業では、徳島県内で生産された農林水産物を主な原材料として、6次産業化又は農工商等連携に取り組み、新たに商品の開発又は改良を行う。

2 事業実施主体は、次の各号に規定する事項について実施し、又は遵守するものとする。

(1) 前項の主な原材料及び入手先の明確化並びに当該年度及び事業実施翌年度から3年間の製品製造に係る主な原材料使用予定量及び商品製造予定量の明確化

(2) 連携先、連携内容等の明確化

(3) 新たに開発又は改良する商品(以下「新商品」という。)の最終需要者である消費者のペルソナの設定

(4) 新商品についての消費者の利用シーンの提示のための資料の作成

(5) 新商品についてのフード・コミュニケーション・プロジェクトの商品紹介シート(FCPシート)の作成

(6) 食品表示等に係る専門家又は行政機関等への相談

食品表示ラベルを作成しようとする場合は、関係法令を遵守し、表示内容の移行期間に該当する期間中である場合にあっては、完全施行後の表示基準に準拠したものを作成しなければならない。

(7) 専門家等への相談

商品パッケージ、チラシ及び掲示物等の販売促進資材の作成並びに第4号から第6号までの取組を行う場合、協議会が指定する専門家等の助言を必ず求めること。ただし、アドバイスにより生じた不利益は、専門家の責に帰さないものとする。

(努力義務)

第6条 事業実施主体が農林漁業者又は農林漁業者が組織する団体である場合は、次の第1号又は第2号及び第3号から第5号までに規定する事項の実施について努力するものとする。また、事業実施主体が中小企業者である場合は、次の第2号から第5号までに規定する事項の実施について努力するものとする。

(1) 新商品の販売に向けた総合化事業計画の策定又は変更若しくは更新

ここで、総合化事業計画とは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の用促進に関する法律(平成22年法律第67号)に基づき認定を受ける計画をいう。

(2) 農工商等連携事業計画の策定又は変更若しくは更新

ここで、農工商等連携事業計画とは、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)に基づき認定を受ける計画をいう。

(3) 市場調査(新商品の仕様や顧客の評価等の測定・分析等)の実施

(4) 協議会又はその会員が主催する求評会・研修会等への参加

(5) 商談会・展示商談会等への参加

(事業実施に係る採択基準等)

第7条 事業実施に係る採択基準は、次の各号に規定する事項の全てを満たすこととする。

- (1) 事業実施計画が事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続きを適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業費のうち、事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

(事業の目標)

第8条 実施する事業の目標は、地方創生に資するものであって、定量的な目標を設定するものとする。

- 2 事業の目標年度は事業実施年度とする。ただし、事業の目標の効果の発現は、事業実施年度に限らないものとする。

(計画の承認)

第9条 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、様式第1号及び様式第2号により市町村を経由し、とくしま六次産業化推進連携協議会長（以下「協議会長」という。）へ計画の承認を申請するものとする。このとき、市町村はその内容を確認し、内容に不備がある場合は事業実施主体を指導する。ただし、別表1の補助率等の欄のただし書きに該当しない事業実施主体（以下「県域実施主体」という。）の場合にあっては、市町村を経由しないものとする。

- 2 協議会長は、前項の定めるところにより事業実施主体から計画の承認の申請があった場合、その内容が適切であるときは、この計画を承認し、様式第3号により市町村を経由して事業実施計画の承認及び補助金の割当を事業実施主体に通知する。ただし、事業実施主体が県域実施主体の場合にあっては、協議会長は、事業実施計画の承認及び補助金の割当を市町村を経由せずに県域実施主体に通知するものとする。

(事業の着手)

第10条 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、市町村（事業実施主体が県域実施主体の場合にあっては、協議会長）の指導を受けた上で、様式第4号にその理由を明記し、協議会長に提出するものとする。

- 2 前項のただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となってから、着手するものとする。また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書に着手年月日を記載するものとする。
- 3 市町村は、第1項のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分

に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

(事業実施状況の報告)

第11条 事業実施主体は、協議会長又は市町村の求めに応じて適宜、事業の実施状況等について報告するものとする。

(その他)

第12条 協議会長及び市町村は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

2 徳島県は、協議会及び市町村と連携し、適宜、事業実施主体への指導を行うことができるものとする。

3 業務の方法についての細部の事項については、必要に応じて協議会長が別に定めるものとする。

第3章 補助金の交付

(補助金の交付に係る通則)

第13条 前章に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において事業実施主体に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、農林地区水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第899号)の定めるほか、この業務方法書に定めるところによる。なお、この業務方法書に定めのない事項については、徳島県補助金交付規則(昭和58年徳島県規則第53号)の例による。

(補助率等)

第14条 補助率は別表1のとおりとし、交付対象経費及び交付の対象としない経費は別表2のとおりとする。

(交付の申請及び交付決定の通知)

第15条 事業実施主体は、様式第5号により市町村を経由し、協議会長へ交付金の交付を申請するものとする。このとき、市町村はその内容を確認し、内容に不備がある場合は事業実施主体を指導しなければならない。ただし、事業実施主体が県域実施主体の場合にあっては、市町村を経由しないものとする。

2 協議会長は、前項の定めるところにより事業実施主体から補助金の交付の申請があった場合、その内容が適切であるときは、補助金の交付を決定し、様式第6号により市町村を経由して交付の決定を事業実施主体に通知するとともに、その旨を県に通知するものとする。ただし、事業実施主体が県域実施主体の場合にあっては、協議会長

は、交付の決定を市町村を経由せずに県域実施主体に通知するものとする。

- 3 協議会長及び市町村は、補助金の交付の決定にあたり、必要に応じて交付の条件を附することができる。ただし、市町村は協議会長の附した条件を取消し、又は条件を緩和することはできないものとする。なお、市町村及び協議会長の付した条件に矛盾が生じ得ると考えられる場合には、協議会長が条件を調整するものとする。
- 4 事業実施主体は、第1項の申請書を提出するにあたり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（申請の取下げ）

- 第16条 事業実施主体は、前条第2項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る交付金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して7日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。また、申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付金の交付の決定は、なかったものとみなす。
- 2 協議会長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助金事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
 - 3 協議会長は、前項の規定による取消し又は変更をしたときは、速やかに、その決定の内容及びこれに付した条件を事業実施主体に通知するものとする。

（契約の適正化）

- 第17条 事業実施主体は、他の民間団体等に本事業の全部又は一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより協議会長の承認を得るものとする。
- （1）委託先
 - （2）委託する事業の内容及びそれに要する経費
- 2 事業実施主体は、事業を遂行するため、委託契約をする場合は、一般競争又は見積もり合わせに付さなければならない。
 - 3 委託契約の総額は総事業費の1/2を超えてはならないものとする。

（計画の変更）

- 第18条 事業実施主体は、第9条第2項の定めるところにより協議会長の承認を得た事業実施計画に別表1の重要な変更の欄に掲げる内容の変更をする場合は、様式第7号により、市町村を経由して協議会長に計画の変更について承認を申請しなければならない。ただし、事業実施主体が県域実施主体の場合にあっては、市町村を経由しない

ものとする。

- 2 協議会長は、前項の定めるところにより事業実施主体から計画の変更について承認の申請があった場合、その内容が適切であるときは、計画の変更を承認し、様式第8号により市町村を経由して事業実施計画の変更の承認を事業実施主体に通知するとともに、その旨を県に通知するものとし、必要に応じ交付決定の内容の変更又は条件を付することができる。ただし、事業実施主体が県域実施主体の場合にあっては、協議会長は、事業実施計画の承認を市町村を経由せずに事業実施主体に通知するものとする。
- 3 計画の変更のうち次の内容の変更をする場合は、変更後の計画書を市町村を経由して協議会長に提出することで足るものとする。ただし、事業実施主体が県域実施主体の場合にあっては、市町村を経由しないものとする。
 - (1) 助言を受ける専門家等の追加及び変更に係るもの
 - (2) 連携先の追加及び変更に係るもの

(遂行状況)

第19条 事業実施主体は、事業を行う年度の12月1日時点の事業遂行状況について、12月15日までに、様式第9号により、市町村を経由して協議会長に提出するものとする。ただし、事業を行う年度の12月1日までに第20条に基づく事業実績報告書を提出した場合はこの限りでない。また、県域実施主体にあっては、市町村を経由せずに協議会長に提出するものとする。

- 2 協議会長は、前項に定めるもののほか、事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に補助金事業の遂行状況に関し、報告を求めるものとする。
- 3 協議会長は、前2項の定めるところにより事業実施主体から提出を受けた報告書等により、その者の補助金事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助金事業を遂行すべきことを命ずることができる。
- 4 協議会長は、事業実施主体が前項の規定による命令に違反したときは、その者に対し、当該補助金事業の遂行の一部停止を命ずることができる。

(実績報告)

第20条 事業実施主体は、事業が完了したとき(事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、事業の実績について様式第10号を作成し、協議会長の定める書類を添えて、補助金事業が完了した日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月末日のいずれか早い期日までに、市町村を経由し、協議会長に提出するものとする。この場合の事業の完了とは、事業に要した全ての経費の精算・支払が終了することをいうものとする。また、事業実施主体が県域実施主体である場合にあっては、市町村を経由せず協議会長に提出するものとする。

- 2 第15条第4項のただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第15条の第4項のただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項

の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに様式第11号により協議会長に報告するとともに、協議会長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第1項の報告書の提出とともに、同様式により協議会長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第21条 協議会長は、前条の定めるところにより事業実施主体から提出を受けた事業実績報告書が適切である場合は、事業の完了を承認するとともに補助金の額を確定し、様式第12号により市町村を經由して事業実施主体に通知するとともに、その旨を県に通知するものとする。ただし、事業実施主体が県域実施主体の場合にあっては、協議会長は、事業の完了の承認及び補助金の額の確定を市町村を經由せずに県域実施主体に通知するものとする。

（補助金の請求）

第22条 補助金は原則、精算払とする。

2 事業完了の承認を受けた事業実施主体は、様式第13号により、協議会長に補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第23条 協議会長は、前条の定めるところにより提出を受けた請求書の内容が適切である場合は、補助金を事業実施主体に交付するものとする。

2 補助金の交付は口座振込の方法によるものとする。

3 協議会長は、第1項の規定により補助金を交付したときは、その旨を様式第14号により市町村及び県に通知するものとする。ただし、事業実施主体が県域事業実施主体の場合にあっては、市町村への通知を要しない。

（補助金の経理）

第24条 事業実施主体は、本事業についての帳簿を備えるとともに、事業の実施に係る支出内容の証拠書類、証ひょう又は証拠物等を整備し、事業実施年度の翌年度から5年間保存するものとする。

（財産の管理等）

第25条 事業実施主体は、事業の実施により整備した器具等について、善良なる管理者の注意をもって管理し、事業の用に限り使用するものとする。

附 則

- 1 この業務方法書は、令和3年7月6日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、「大学等と連携した商品開発事業業務方法書（平成29年10月10日制定）」は、廃止する。この場合において、令和2年度までに実施した事業については、従前の例による。

附 則

- 1 この業務方法書は、令和4年7月25日から施行する。
- 2 この規程の施行前に実施した事業については、従前の例による。

附 則

- 1 この業務方法書は、令和5年5月8日から施行する。
- 2 この規程の施行前に実施した事業については、従前の例による。

附 則

- 1 この業務方法書は、令和6年4月24日から施行する。
- 2 この規定の施行前に実施した事業については、従前の例による。

附 則

- 1 この業務方法書は、令和7年3月28日から施行する。
- 2 この規定の施行前に実施した事業については、従前の例による。

別表 1

区分	経費	補助率等	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容及び交付金の額の変更
異業種等と連携した商品開発	商品開発又は改良並びに販路開拓に要する販売促進資材に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）	定額（1/2以内（上限250千円））（ただし、主たる事務所が徳島市、阿波市、藍住町又は板野町のいずれかの市町にある場合には10/10以内（上限500千円））	－	1 事業の廃止 2 事業実施主体の変更 3 交付金の額の変更 4 成果目標の変更

別表 2

区分	経費の種類	備 考
交付対象経費	1 試作品の作成経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料費 ・ 加工用機器借料 （レンタル料） ・ 安価な加工用機器 購入経費 ・ 加工委託費 ・ 成分分析経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託費の総額は総事業費の1/2を超えてはならない。 ・ 原材料費のうち、自ら生産した農林水産物は対象外とする。 ・ 成分分析の経費は、交付対象事業費の2/10以内とする。 ・ 加工用機器借料は、一時利用のためのレンタル料であって、リース契約によるものは対象外とする。 ・ 安価な加工用機器は、新商品の製造に必須の機器であって、複数年に渡って使用可能な耐用性があり、かつ一の機器につき1万円未満（消費税及び地方消費税を除く。）であるものをいう。 ただし、複数の安価な加工用機器を購入する場合にあっては、その合計金額は5万円未満（消費税及び地方消費税を除く。）とし、これを越える機器の購入は交付対象経費外とする。
	2 パッケージ及びラベルの作成費 <ul style="list-style-type: none"> ・ デザイン委託費 ・ 容器包装購入費 ・ ラベル印刷費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託費の総額は総事業費の1/2を超えてはならない。 ・ ラベルは、食品表示ラベルを含む。 ・ 容器包装購入費及びラベル印刷費は、1製品あたり、事業実施年度の各製品の年間製造予定数に翌年度の年間製造予定数の1/2を加えた数又は1,000枚（個）のいずれか少ない数を上限とする。
	3 会議費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会場借料 ・ 会場備品等借料 ・ 資料印刷費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民家等での開催にあたっては、会場借料は交付の対象としない。 ただし、民泊等の用に供しているなど、通常の利用状況において利用料等が設定されている場合は、この限りでない。 ・ 上記前段の場合であっても、会議の開催にあたり、机や椅子などを借用した場合にあっては、その経費は交付の対象とする。 ・ 交付の対象となる会場の借用期間は、会議及び会議の前後における設営等の時間のみとする。

	<p>4 展示会等出展経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物品、装飾等輸送料 ・ 出展旅費（交通費及び宿泊費） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示会等への出展は、新商品の評価（アンケート調査等）を行う場合に限る。 ・ 交通費及び宿泊費は実費とし、その上限額は、事業実施主体が実施計画書を提出する市町の職員に係る旅費等に関する規定によるものとする。また、当該事業がなかったときには生じない旅行であるときに限り交付の対象とする。
	<p>5 販売促進資材等の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デザイン委託費 ・ 印刷費 ・ 動画等制作費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託費の総額は総事業費の1/2を超えてはならない。 ・ 消費者の利用シーンの提示のための資料 ・ アンケート作成に係るもの
	<p>6 専門家等への相談に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅費 ・ 報償費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただし、交通費及び宿泊費は実費とし、その上限額は、事業実施主体が実施計画書を提出する市町村の職員に係る旅費等に関する規定によるものとする。また、当該事業がなかったときには生じない経費であるときに限り交付の対象とする。
	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長が特に必要と認めるもの 	
交付の対象としない経費	<p>1 消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただし、簡易課税事業者にあつては、当該事業に要する経費に係る同税額が明確でなく、通例、確定申告による還付がないことから、同税額（相当額）は交付の対象とする。
	<p>2 事業実施主体の活動及び連携先との連携に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費 ・ 交通費 ・ 宿泊費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施主体の活動に係る経費には、本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費、拠点となる事務所・加工施設の借上費、通信費を含む。 ・ ただし、展示会等への出展旅費は交付の対象とする。
	<p>3 展示会等出展経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出展小間代（ブース料） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただし、物品、装飾等の輸送料及び出展旅費は交付の対象とする。
	<p>4 飲食費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議における最低限の飲料代は交付の対象とする。 ・ アルコール飲料は交付の対象としない。 ・ 連携先が原材料となる農林水産物等の試食、試作品の試食に付随する食品など、特に必要と認められるときは、必要最小限の範囲において交付の対象とする。

	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付決定の前に発生した経費 ・ 本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費 ・ 事務用機器に係る経費 	<p>・ 第10条第1項のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。</p>
--	--	---

注) 交付対象経費の各経費に係る備考欄の制限を超える経費及び交付の対象としない経費は、事業費として計上してはならないものとする。